

# 高島屋南・まちづくりニュース

このニュースは、地区の皆さんとの意見の交換

また、情報の共有の為に、発行されます。

2006.08  
vol.24号



## 平成 18 年度総会 開催

平成 18 年 6 月 21 日 (水) ロイヤルホールにおいて、  
平成 18 年度総会が開催されました。

1. 議案の承認ー平成 18 年度事業計画
2. 4 月以降の活動計画

# CONTENTS

発行 // 高島屋南市街地再開発準備組合 TMK

## 議案の承認



総会では、次の議案が提案され、承認されました。

### ■ 事業推進協力者との協定書有効期間延長が承認されました！

株式会社大林組名古屋支店と鹿島建設株式会社名古屋支店・鉄建建設株式会社共同企業体と締結した「高島屋南市街地再開発事業の事業推進協力に関する協定書」の有効期間を2年間延長します。

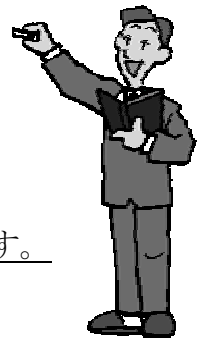
#### <提案趣旨>

平成16年度総会において、株式会社大林組名古屋支店と鹿島建設株式会社名古屋支店・鉄建建設株式会社共同企業体を事業推進協力者として、協定書の締結を議決しました。

本年度でその有効期間が切れることから、協定書第10条の規定に基づき、2年間の延長をはかるものです。事業協力の範囲など他の協定内容に変更はありません。

### ■ 都市計画手続き開始が承認されました！！

高島屋南地区（約0.7ha）の区域を対象として、今年中に市街地再開発事業の都市計画決定を受けるため、必要な手続きを開始します。



#### <提案趣旨>

本準備組合は、平成14年9月に設立されて以来、市街地再開発事業の事業計画を検討してきました。一昨年度、再開発構想案をもとに、権利者意向調査を実施したところ、再開発事業の必要性について概ね3分の2の賛同が得られました。

新たな事業計画案に基づき、さらに権利者の同意率を高め、年内での都市計画決定を得るための必要な手続きに入るものとします。

都市計画決定とは、都市計画を一定の手続きにより決定することです。

都市計画決定がされると、その施行区域内においては都市計画制限が働きます。都市計画制限は事業を実施するにあたって、障害となることが予想される行為をあらかじめ防止しておくこと、土地の投機的な売買を防ぐことなどによって、将来の事業が円滑に行われるようにするものです。

また、都市計画決定後は事業の円滑な推進に資する補助金が交付されます。

# 平成 18 年度 事業計画

17年度に作成した都市計画の素案を基に、  
都市計画案を確定させ、権利者の意向調整を経た上で、  
今年中に、高島屋南第一種市街地再開発事業(仮称)の都市計画が決定されるよう、  
関係機関に積極的に働きかけていくことを事業計画の大きな柱とします。

## I. 計画策定事業

### 1. 都市計画案の確定

権利者の意向を踏まえ、都市計画としての計画案の確定作業を進めます。  
計画案の作成にあたっては、下記の会合の開催や権利者の意向調整を行います。

#### ①再開発推進検討委員会

再開発事業の枠組みや計画検討を行うための関係機関及び関係者による委員会を開催します。

#### ②役員会・正副理事長会議

都市計画案の策定を図るため、役員を増員・強化し、概ね月2回(第1及び第3木曜日)、定例会議を開催します。会議は、一般権利者の積極的参加が可能な雰囲気作りを行っていきます。

#### ③権利者懇談会

権利者の意向調整を目的とした懇談会を必要に応じて開催します。

#### ④権利者の意向調整

都市計画案に対する権利者の意向を確認します。

### 2. 事業計画素案の検討

事業の成立性を高めるため、関係機関との協議・調整を行うとともに、  
次の項目を検討し、計画内容の充実を図るものとします。

#### ①商業計画の検討

#### ②住宅保留床処分の検討

#### ③地域交流センターの具体的内容の検討と誘致交渉

#### ④再開発組合等事業組織設立の検討

#### ⑤資金計画及び事業採算性の検討



## II. 準備組合組織の強化と拡大

### ①消極的権利者の意向調整

消極的権利者の理解を深めるための対応を継続的に行います。

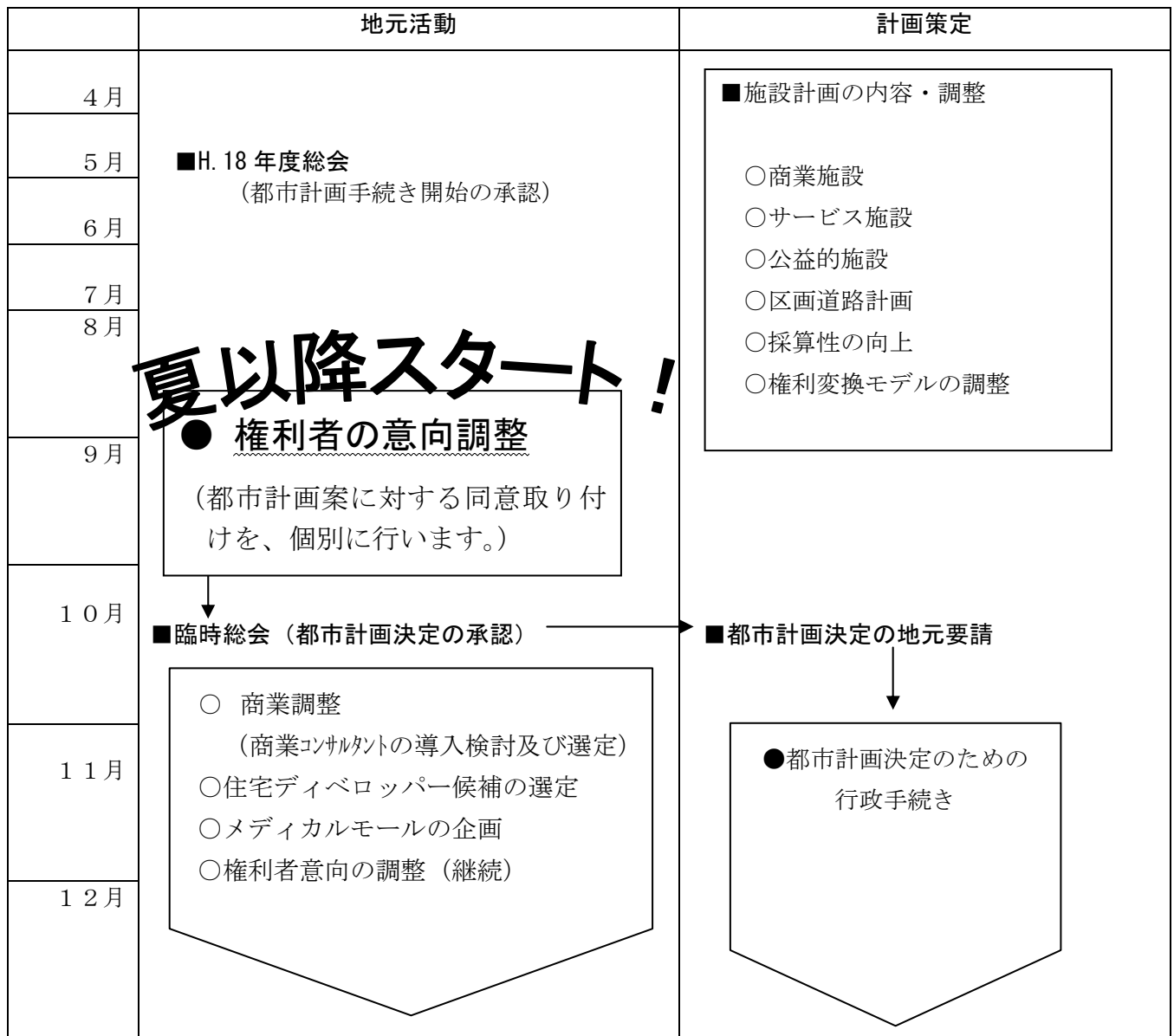
## III. 情報収集及び広報

### ①視察会の実施

コンセプト実現や事業フレームの構築に参考となる事例視察及びヒアリングを行います。

### ②「再開発ニュース」及び「かわら版」の発行

# 4月以降の活動計画



## 権利者 皆さんの土地や建物の評価

高島屋南の再開発は、法律に基づき、権利者の権利を正當に評価し、公平に行います。地区内に土地や建物を持っている皆さんのご意向を無視し、強引に事業を進めることはありません。

再開発についてのご不明な点、ご不安をお持ちの方は、どんな些細なことでも結構ですので、事業に対するお考えを準備組合にお聞かせ下さい。

理事会は毎月木曜（午後8時より）TMK会議室で行っています。

直接参加、または理事やメモなどを通して、理事会にご意見などお伝えください。また、個人的・専門的なことをご相談のある場合は、その旨理事にお伝えください。再開発コンサルタント（スペーシア）と個別にお話していただけるよう手配いたします。

